

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学環境安全保健委員会規程 (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>人事担当</u>の理事、学生担当の理事及び環境担当の理事</p> <p>(2) 環境安全保健機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 環境安全保健機構各部門長</p> <p>(8) 学務部長、人事部長及び施設部長</p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>人事戦略担当</u>の理事、学生担当の理事及び環境担当の理事</p> <p>(2)]</p> <p>(3)]</p> <p>(4)]</p> <p>(5)]</p> <p>(6)] (同 左)</p> <p>(7)]</p> <p>(8)]</p> <p>(9)]</p> <p>2・3]</p> <p>附 則(令和8年達示第53号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則 (平成16年達示第75号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当</u>の理事が定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p>附 則(令和8年達示第53号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程</p>	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(平成26年達示第55号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）（以下「学系等の長」という。）に、対象特定教員及び対象特定職員にあっては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに組織規程第57条第1項の監査室）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当</u>の理事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成26年達示第56号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p>	<p style="text-align: center;">(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）（以下「学系等の長」という。）に、対象特定教員及び対象特定職員にあっては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに組織規程第57条第1項の監査室）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>労務担当</u>の理事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第53号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、この規程</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は<u>人事担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学教員表彰規程 (平成24年達示第63号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(候補者の推薦)</p> <p>第3条 理事及び部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長は、前条各号の一に該当すると認められる教員を総長に推薦することができる。</p> <p>(選考)</p> <p>第4条 京都大学孜孜賞の選考を行うため、本学に教員表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) <u>人事担当</u>の理事</p> <p>(3) 総長が指名する理事</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>4 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長に事故があるときは、<u>人事担当</u>の理事がその職務を代行する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p>	<p>の実施に関し必要な事項は<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第53号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(候補者の推薦)</p> <p>第3条 理事及び部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長は、前条各号の一に該当すると認められる教員を総長に推薦することができる。</p> <p>(選考)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>労務担当</u>の理事</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 委員長に事故があるときは、<u>労務担当</u>の理事がその職務を代行する。</p> <p>(雑則)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第11条 この規程に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、<u>人事担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程 (令和3年達示第61号)</p> <p>(前 略) (雑則)</p>	<p>第11条 この規程に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第53号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(雑則)</p>
<p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略) (部局における管理)</p>	<p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第53号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(部局における管理)</p>
<p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）及び事務本部（<u>組織規程第57条第1項の監査室を含む。</u>）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（<u>事務本部にあつては、総務担当の理事。</u>以下同じ。）が管理するもの</p>	<p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、共通事務部及び監査室</u>をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長が管理するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
とする。 (後 略)	附 則 (令和 8 年 達 示 第 5 3 号) この規程は、令和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。